岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

平成 18 年 6 月 30 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第14号

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号。以下「条例」という。)の規定に基づき、岩手県公安委員会(以下「公安委員会」という。)及び岩手県警察本部長(以下「本部長」という。)が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)

- 第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
 - (2) 個人情報取扱事務の根拠法令等
 - (3) 条例第9条第1項に規定する委託の有無
 - (4) 指定管理者による実施の有無
 - (5) 他の法令等による開示、訂正又は利用停止の制度の有無
 - (6) 個人情報が記録されている主な公文書の名称

(個人情報開示請求書)

- 第3条 条例第11条第1項第3号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示請求をする者の連絡先
 - (2) 開示の実施の方法
 - (3) 法定代理人が開示請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別
 - (4) 死者に関する個人情報について、当該死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族(以下「遺族」という。)が開示請求をする場合にあっては、当該請求に係る死者の氏名及び死亡時の住所又は居所並びに開示請求をする者の死者との関係
- 2 条例第11条第1項の書面は、個人情報開示請求書(様式第1号)によらなければならない。

(本人等であることの証明に必要な書類)

- 第4条 条例第11条第2項(条例第26条第3項、第34条第2項、第42条第2項及び第44条第2項において準用する場合を含む。)の本人又はその法定代理人若しくは遺族であることを証明するために必要な書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - (1) 本人が請求をし、又は申出をする場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類として別に定めるもの
 - (2) 法定代理人が請求をし、又は申出をする場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本、成年後見に係る登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として別に定めるもの
 - (3) 遺族が請求をし、又は申出をする場合 当該遺族に係る第1号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類として別に定めるもの
- 2 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面で その旨を開示請求先が公安委員会の場合にあっては公安委員会に、本部長の場合にあっては本部長(条例第 19 条第 1 項の規定 による通知があった場合にあっては、移送を受けた実施機関)に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)

- 第5条 条例第16条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示を実施する日時
 - (2) 開示を実施する場所
 - (3) 開示の実施に要する費用に相当する額
 - (4) 開示の実施の方法等の申出に関する事項

(第三者に通知する事項)

- 第6条 条例第20条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 意見書の提出先
 - (2) 意見書の提出期限

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第7条 条例第21条第1項の実施機関が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に 定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
下「磁気テープ等」という。) に記録されている電磁的記録で、警察本	
部情報センター(岩手県警察本部庁舎内に設置されている個人情報窓口	
をいう。)、署情報センター(各警察署庁舎に設置されている個人情報窓	
口をいう。)又は行政情報サブセンター(公有財産の所管及び分掌の特	
例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)第3条第1項に規定す	
る合同庁舎等(奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除	
く。) 内に設置されている個人情報窓口をいう。) 内に設置されている電	
子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製する	
ことができるもの	
2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、本部長が保有する電子	紙その他これに類するものに印字し、又は印画
計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又	したものの閲覧又は写しの交付
は印画する方法により出力することができるもの	

(開示を受ける者が申出をする事項)

- 第8条 条例第21条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示の実施の方法
 - (2) 開示を求める部分
- 2 条例第 11 条第 1 項の書面にその求める開示の実施の方法が記載されているときは、別に申出がない限り、当該記載をもって、 条例第 21 条第 2 項の規定による申出とみなす。

(本人であることの証明に必要な書類)

第9条 条例第 21 条第4項の本人であることを証明するために必要な書類は、運転免許証、旅券その他これらに類する書類として別に定めるものとする。

(開示請求等の特例)

- 第10条 公安委員会及び本部長は、条例第23条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに口頭により開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。
- 2 条例第23条第2項の実施機関が定める方法は、閲覧又は口頭による開示の方法とする。

(費用負担の額)

- 第11条 条例第24条第1項の実施機関が定める額は、別表第1に定めるとおりとする。
- 2 条例第 24 条第 2 項の実施機関が定める開示の実施の方法ごとに実施機関が定める額は、別表第 2 に定めるとおりとする。 (個人情報訂正請求書)
- 第12条 条例第26条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 訂正請求をする者の連絡先
 - (2) 法定代理人が訂正請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別
 - (3) 死者に関する個人情報について、当該死者の遺族が訂正請求をする場合にあっては、当該請求に係る死者の氏名及び死亡 時の住所又は居所並びに訂正請求をする者の死者との関係
- 2 条例第26条第1項の書面は、個人情報訂正請求書(様式第2号)によらなければならない。

(個人情報利用停止請求書)

- 第13条 条例第34条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 利用停止請求をする者の連絡先
 - (2) 法定代理人が利用停止請求をする場合にあっては、当該請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年 者又は成年被後見人の別
 - (3) 死者に関する個人情報について、当該死者の遺族が利用停止請求をする場合にあっては、当該請求に係る死者の氏名及び 死亡時の住所又は居所並びに利用停止請求をする者の死者との関係
- 2 条例第34条第1項の書面は、個人情報利用停止請求書(様式第3号)によらなければならない。

(個人情報取扱是正申出書)

- 第14条 条例第42条第1項第4号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 是正申出をする者の連絡先
 - (2) 法定代理人が是正申出をする場合にあっては、当該申出に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所並びに未成年者又は成年被後見人の別
 - (3) 死者に関する個人情報について、当該死者の遺族が是正申出をする場合にあっては、当該申出に係る死者の氏名及び死亡 時の住所又は居所並びに是正申出をする者の死者との関係
- 2 条例第42条第1項の書面は、個人情報取扱是正申出書(様式第4号)によらなければならない。

(個人情報取扱是正再申出書)

第 15 条 条例第 44 条第 2 項において準用する条例第 42 条第 1 項の書面は、個人情報取扱是正再申出書(様式第 5 号)によらなければならない。

(必要な措置を講ずる出資法人)

第16条 条例第49条の実施機関として本部長が定める法人は、財団法人岩手県暴力団追放県民会議とする。

附則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

区分		単 位	金額	
1 乾式の複写機による写し(日本工	白黒	1枚につき		10 円
業規格A列3番の大きさまでのも			(両面に複写した場合にあっては、20円)	
のに限る。)	カラー	1枚につき		60 円
			(両面に複写した場合にあっては、120円)	
2 1に掲げる以外の写し		1枚につき	当該写しの作成に要する費用に相当する額	

別表第2(第11条関係)

区 分		単 位	金額
1 フレキシブルディス	スクカートリッジ	1枚につき	50 円
(日本工業規格X6223	に適合する幅 90		
ミリメートルのもので	あって、1.44 メガ		
バイトのものに限る。)	に複製した複製物		
2 光ディスク(日本工業	美規格 X 0606 及び	1枚につき	150円
X6281 に適合する直径	120 ミリメートル		
の光ディスクの再生装	置で再生すること		
が可能なものであって、	. 650 メガバイト		
のものに限る。)に複製	した複製物		
3 光ディスクカートリ	ッジ(日本工業規	1枚につき	440 円
格X6277 に適合する幅	590 ミリメートル		
のものであって、640	メガバイトのもの		
に限る。)に複製した複	製物		
4 録音カセットテープ	(日本工業規格C	1巻につき	130円
5568に適合する記録時	間 120 分のものに		
限る。)に複製した複製	物		
5 ビデオカセットテー	プ(日本工業規格	1巻につき	210円
C 5581 に適合する記録	時間 120 分のもの		
に限る。)に複製した複	製物		
1 乾式の複写機によ	白黒	1枚につき	10円
る写し(日本工業規格			(両面に複写した場合にあって
A列3番の大きさまで			は、20円)
のものに限る。)	カラー	1枚につき	60 円
			(両面に複写した場合にあって
			は、120円)
2 1に掲げる以外の写	l	1枚につき	当該写しの作成に要する費用に
			相当する額
	1 フレキシブルディス (日本工業規格X6223 ミリメートルのものでは バイトのものに限る。) 2 光ディスク(日本工業 X6281 に適合する直径 の光ディスクの再生装 が可能なものであって、のものに限る。) に複製 した複製した複 4 録音カセットテープ 5568 に適合する記録時限る。) に複製した複製 5 ビデオカセットテー C5581 に適合する記録時限る。) に複製した複製 に限る。) に複製した複製 1 乾式の複写機による写し(日本工業規格 A列3番の大きさまでのものに限る。)	(日本工業規格 X 6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものであって、1.44 メガ バイトのものに限る。)に複製した複製物 2 光ディスク(日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものであって、650 メガバイトのものに限る。)に複製した複製物 3 光ディスクカートリッジ(日本工業規格 X 6277 に適合する幅 90 ミリメートルのものであって、640 メガバイトのものに限る。)に複製した複製物 4 録音カセットテープ(日本工業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。)に複製した複製物 5 ビデオカセットテープ(日本工業規格 C 5581 に適合する記録時間 120 分のものに限る。)に複製した複製物 1 乾式の複写機によ 白黒る写し(日本工業規格 A列3番の大きさまでのものに限る。)カラー	1 フレキシブルディスクカートリッジ (日本工業規格 X 6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものであって、1.44 メガ バイトのものに限る。) に複製した複製物 2 光ディスク (日本工業規格 X 0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートル の光ディスクの再生装置で再生すること が可能なものであって、650 メガバイト のものに限る。) に複製した複製物 3 光ディスクカートリッジ (日本工業規格 X 6277 に適合する幅 90 ミリメートル のものであって、640 メガバイトのもの に限る。) に複製した複製物 4 録音カセットテープ (日本工業規格 C 5568 に適合する記録時間 120 分のものに限る。) に複製した複製物 5 ビデオカセットテープ (日本工業規格 C C 5581 に適合する記録時間 120 分のもの に限る。) に複製した複製物 1 乾式の複写機によ 白黒 1枚につき る写し (日本工業規格 A列3番の大きさまで のものに限る。) カラー 1枚につき

住所又は居所 氏 名 連絡先(電話番号)

個人情報開示請求書

個人情報保護条例第10条第1項(第2項又は第3項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の開示を請求します。

	2K11/1 ±0 2K/11 ±	頃(第4項人は第3項)の規定に盛りさ、次のこれが個八個報の開小を明示しより。
	その他の開示請情報を特定する	
開示の実施の方法		1 文書又は図画の場合 □閲覧(これに引き続く写しの交付の希望 □有 □無) □写しの交付(□窓口での交付 □送付による交付) 2 電磁的記録の場合 □閲覧又は視聴(これに引き続く複製物の交付の希望 □有 □無) □複製物の交付(□窓口での交付 □送付による交付) □紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧 (これに引き続く写しの交付の希望 □有 □無) □紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの写しの交付(□窓口での交付 □送付による交付)
個人情報の	本人の区分 (法定代理人に よる請求の場 合)	□未成年者(年 月 日生) □成年被後見人
本人の状況等(法定遺跡 本人の代法に遺跡 水沢理人とは遺跡 水によるに記載)	本人との関係 (遺族による請求の場合)	□配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) □子 □父母 □孫 □祖父母 □兄弟姉妹 □その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	(郵便番号 –) 電話番号 () –

- 備考1 □のある欄は、該当する項目の□にレ印を付してください。
 - 2 請求の際には、請求者本人であることを証明するため必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
 - 3 法定代理人又は遺族が請求する場合には、法定代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
 - 4 「開示の実施の方法」欄の記載は、請求される方の任意です。
 - 5 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡時の住所又は居所を記載してください。

※職員記載欄

請求者本人の確認	□運転免許証 □旅券 □その他()
請 求 資 格 の 確 認	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
備考		

住所又は居所 氏 名 連絡先(電話番号)

個人情報訂正請求書

個人情報保護条例第25条第1項(第2項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

	係る個人情報の	年 月 日
容その他訂	た個人情報の内 正請求に係る個 定するに足りる	
訂 正 請	求の趣旨	
訂 正 請	求の理由	
個の状定又に求に人本に代はよの記し、日本、19年間では、19年間に、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間では、19年間に	本人の区分 (法定代理人に よる請求の場 合)	□未成年者(年 月 日生) □成年被後見人
	本人との関係 (遺族による請 求の場合)	□配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) □子 □父母 □孫 □祖父母 □兄弟姉妹 □その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所 又は居所	(郵便番号 –) 電話番号 () –

- 備考1 □のある欄は、該当する項目の□にレ印を付してください。
 - 2 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を係員に提出し、又は提示してください。
 - 3 請求の際には、請求者本人であることを証明するため必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
 - 4 法定代理人又は遺族が請求する場合には、法定代理人又は遺族に係る備考3の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
 - 5 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡時の住所又は居所を記載してください。

※職員記載欄

請	求	者	本 丿	の	確	認	□運転免許証 □旅券 □その他()
H13		—			1-11-	H-G.		
請	求	資	格	の	確	認	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
備						考		

住所又は居所 氏 名 連絡先(電話番号)

個人情報利用停止請求書

個人情報保護条例第33条第1項(第2項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

	设水///3/ 66 水//	「食(労る・気)・クが足に基づら、八のこれの国内情報の利用性工を明不しよう。
利用停止請報の開示を受	求に係る個人情 受けた日	年 月 日
容その他利	た個人情報の内 用停止請求に係 を特定するに足	
利用停止	請求の趣旨	
利用停止請求の理由		
個の状定又に求に 情人等理遺る場 報の法人族請合	本人の区分 (法定代理人に よる請求の場 合)	□未成年者(年 月 日生) □成年被後見人
	本人との関係 (遺族による請 求の場合)	□配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) □子 □父母 □孫 □祖父母 □兄弟姉妹 □その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所 又は居所	(郵便番号 –) 電話番号 () –

- 備考1 □のある欄は、該当する項目の□にレ印を付してください。
 - 2 請求の際には、請求者本人であることを証明するため必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
 - 3 法定代理人又は遺族が請求する場合には、法定代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
 - 4 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡時の住所又は居所を記載してください。

※職員記載欄	
--------	--

請求者本人の確認	□運転免許証 □旅券 □その他()
請求資格の確認	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
備 考		

住所又は居所 氏 名 連絡先(電話番号)

個人情報取扱是正申出書

個人情報保護条例第41条第1項(第2項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の取扱いの是正を申し出ます。

四八月刊小	受不例为 41 不知。	1項(第2項)の規定に盛りさ、次のとおり個人情報の取扱がの定正を中し口より。
	称その他の是正 個人情報を特定 る事項	
是正をス	求める理由	
是正をス	求める内容	
個の状定又に出に人本第代はよの載() 報の法人族申合	本人の区分 (法定代理人に よる申出の場 合)	□未成年者 (年 月 日生)□成年被後見人
	本人との関係 (遺族による申 出の場合)	□配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) □子 □父母 □孫 □祖父母 □兄弟姉妹 □その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	(郵便番号 –) 電話番号 () –

- 備考1 □のある欄は、該当する項目の□にレ印を付してください。
 - 2 申出の際には、申出者本人であることを証明するため必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
 - 3 法定代理人又は遺族が申し出る場合には、法定代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
 - 4 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡時の住所又は居所を記載してください。

※職員記載欄

申出者本人の確認	□運転免許証 □旅券 □その他()
申出資格の確認	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
備考	

住所又は居所 氏 名 連絡先(電話番号)

個人情報取扱是正再申出書

個人情報保護条例第44条第1項(第2項)の規定に基づき、次のとおり個人情報の取扱いの是正の再申出をします。

四八月秋木受术列另 44 木另 1		1 気(第2項) の尻足に塞っさ、次のこわり個人情報の収扱(の)を正の行中国をしより。
是正申出に係る処理通知		年月日第号(是正申出に係る個人情報)
再度是正を求める理由		
再度是正を求める内容		
個の状定又に出に人本況代はよの載(報の法人族申合	本人の区分 (法定代理人に よる申出の場 合)	□未成年者 (年月日生)□成年被後見人
	本人との関係 (遺族による申 出の場合)	□配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。) □子 □父母 □孫 □祖父母 □兄弟姉妹 □その他同居の親族
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	(郵便番号 –) 電話番号 () –

- 備考1 □のある欄は、該当する項目の□にレ印を付してください。
 - 2 申出の際には、申出者本人であることを証明するため必要な書類(運転免許証、旅券等)を係員に提出し、又は提示してください。
 - 3 法定代理人又は遺族が申し出る場合には、法定代理人又は遺族に係る備考2の書類のほか、その資格を証明する書類を係員に提出し、又は提示してください。
 - 4 「本人の住所又は居所」欄は、個人情報の本人が死者である場合には、死亡時の住所又は居所を記載してください。

※職員記載欄

申出者本人の確認	□運転免許証 □旅券 □その他()
申出資格の確認	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
備 考	